

水野さん行政訴訟

パワハラの実態を堂々と証言！

1月25日、水野さんの行政訴訟第8回口頭弁論が東京地裁527号法廷で開催されました。今回は、原告の水野さんに対する本人審問で、証言台に立った水野さんは、会社によるパワハラの実態を赤裸々に、堂々と証言しました。

日勤教育と称する小部屋への監禁、時系列等報告書・始末書・私の対策などの過度の書き直し、年休を取らされた挙句に自宅謹慎同様の毎日の定時報告強要、所長面談では私生活に土足で入るような言われ方、挙句の果てに訓告処分・不当な出向発令、等々、苦痛な記憶をしばらくしたものでした。処分と出向発令が出たときのことを本人は「バットで頭を殴られたような衝撃とショックを受けた！」と表現しました。

これらによって完全に精神的に追い詰められ、体調を崩し出勤できなくなったのは会社・管理者によるパワハラ以外の何物でもないことを証明したのです。

傍聴席には緊急事態宣言発令による人数制限の中、東海労本部、新幹線地本、各分会の代表者が駆けつけ共に闘いました。報告集会の中で杉澤地本委員長は、「99.99%答えきった。反対尋問も完全に打ち砕いた。最後まで水野さんと共に闘い抜こう！」と奮闘をたたえました。

水野さんからは「当時の記憶を思い起こすことに勇気がいった。これまでやってきたことに悔いはない。東海労に入り頑張れた。会社は未だにパワハラをやっている。悩んでいる社員のためにもこれからも頑張る。」と熱い思いと決意が語られました。

次回の期日は以下の通りです。

■ 第9回口頭弁論（終結）

■ 3月25日（木）10:30～ 東京地裁527法廷

会社のパワハラ・不当処分・不当出向を許さず、最大結集で、水野さんと共に闘おう！！